

令和 2 年度（2020 年度）事業報告

I. 一般会務報告

一、薬事関係業態事項（令和元年度衛生行政報告例による）

| | | |
|--------|--------|------------|
| 薬局 | 60,171 | （令和元年度末現在） |
| 店舗販売業 | 27,464 | （ ” ） |
| 薬種商販売業 | 99 | （ ” ） |
| 配置販売業 | 6,118 | （ ” ） |
| 卸売販売業 | 13,400 | （ ” ） |
| 特例販売業 | 759 | （ ” ） |

登録販売者数 303,878 登録販売者試験累計合格者数（薬事日報社調べ）

平成 21 年度薬種商数 12,140（平成 21 年 12 月 3 日厚生労働省薬事関係業態数調）

平成 21 年度全薬協会会員数 10,017

※各都道府県の当初の合格発表後、これまでに取消等になった合格者が除かれており、都道府県の当初発表と異なる可能性がある。また、同様の理由により、以後合格者数が変動する可能性がある。

二、各会議報告並びに文書連絡事項

全薬協発 第 1 号～第 18 号

全薬協役発 第 1 号～第 5 号

全薬協役発 第 1 号

三、主たる会議・議題

1. 常務理事会 1 回

【第 1 回】令和 2 年 12 月 9 日（水）10 日（木） 於全薬協

《 議 題 》

（一）審議事項について

- ① 一般用医薬品適正使用推進のための研修事業報告書について
- ② 上記報告書に関する財務関係報告書について

（二）報告事項について

- ① 職務執行状況について
- ② 平成 32 年問題について

（三）その他

2. 理事会 2 回

【第 1 回】令和 2 年 6 月 24 日（水） 書面決裁（新型コロナウイルスの影響により）

《 議 題 》

（一）審議事項について

- ① 令和元年度事業報告（案）の承認について
- ② 令和元年度決算（案）の承認について
- ③ 定時社員総会について

【第2回】令和3年3月29日(月) 書面決裁(新型コロナウイルスの影響により)
《 議 題 》

(一) 審議事項について

- ① 令和3年度事業計画(案)の承認について
- ② 令和2年度補正予算(案)の承認について
- ③ 令和3年年度収支予算(案)について
- ④ 資金調達及び設備投資の見込みについて

(二) 報告事項について

職務執行状況の報告について

3. 監査会 2回

【第1回】令和2年6月24日(水) 書面決裁(新型コロナウイルスの影響により)
《 議 題 》

(一) 審議事項について

- ① 令和元年度事業報告(案)の承認について
- ② 令和元年度決算(案)の承認について
- ③ 定時社員総会について

【第2回】令和3年3月29日(月) 書面決裁(新型コロナウイルスの影響により)
《 議 題 》

(一) 審議事項について

- ① 令和3年度事業計画(案)の承認について
- ② 令和2年度補正予算(案)の承認について
- ③ 令和3年年度収支予算(案)について
- ④ 資金調達及び設備投資の見込みについて

(二) 報告事項について

職務執行状況の報告について

4. 定時総会 1回

令和2年7月9日(木) 於全薬協 書面決裁(新型コロナウイルスの影響により)
《 議 題 等 》

(一) 議事進行について

議 長 小野 義廣
副議長 伊藤 勲

(二) 審議事項について

- ① 第1号議案 令和元年度事業報告(案)の承認について
- ② 第2号議案 令和元年度決算(案)の承認について

(三) 報告事項について

- ① 令和2年度事業計画について
- ② 令和2年度予算について

四、人 事 (敬称略)

| 都道府県名 | 新会長名 | 前会長名 |
|-------|-------|-------|
| 三重県 | 伊藤 善文 | 奥倉 博美 |

五、叙勲・褒章・厚生労働大臣表彰・その他の表彰（敬称略）（本部報告分）

1. 叙勲

瑞宝双光章 長岡 正行（福岡県）

2. 厚生労働大臣表彰

竹内 和良（大阪府） 上田 千鶴（奈良県）

岡崎 澄子（岡山県） 田村 由花（高知県）

3. 知事表彰・功労者表彰

古庄 研次（熊本県）

4. 感謝状

厚生労働大臣 日下 早苗（徳島県）

厚生労働省医薬生活衛生局長 小川 美枝子（徳島県）

山形県知事 佐藤 幸恵（山形県）

山形県知事 増子 恵子（山形県）

六、会員物故者（本部報告分）合計 14名

釧根 1名 神奈川県 1名

静岡県 2名 和歌山県 2名

京都府 2名 岡山県 1名

大阪府 2名 熊本県 1名

兵庫県 2名

七、災害関係事項（敬称略）（本部報告分）

豪雨による浸水被害

副島 東彦（福岡県） 武富 伸隆（福岡県）

小宮 明美（福岡県）

II. 目的及び事業（定款第3条、第4条）

本協会は、登録販売者の倫理的及び職能的水準を高めるとともに、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に貢献し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

1. 登録販売者の職能の向上及び薬業の発展に関する事業
2. 薬事に関する講習会、研修会などの開催に関する事業
3. 薬事情報の収集及び伝達に関する事業
4. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に関する事業
5. 機関紙及び薬事関係図書の刊行と斡旋に関する事業
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

III. 令和2年度重点事業概要

上記目的及び事業並びに事業計画に基づき、本年度は次の2点の公益事業を軸に以下の各事業を実施した。

1. 登録販売者研修支援・活性化事業及び研修認定登録販売者事業
2. 医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及啓発事業

重点事業1の事項

一、研修カリキュラム及び到達度確認テストの策定・配布提供

『登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン（平成24年3月26日発出）』（以下「外部研修ガイドライン」という。）に対応する、全国統一カリキュラム及び到達度確認テストを策定し、地方

登録販売者団体に配布提供した上で、外部研修ガイドラインに完全に準拠した研修の実施を依頼した。

令和 2 年 度

A 講座の内容と『今日のOTC薬 第2版*』との対応

| | |
|--------|---|
| 第 1 講座 | 【チャート】『五月病 六月病』 |
| | 【解説】 P486～487 (強心薬)、P458～459 【成分作用・特徴】 P487 (強心薬)、P459～460 【便覧】 P492～493 (強心薬)、P464～467 (催眠鎮静薬)、P620 (漢方製剤) |
| 第 2 講座 | 微生物の基礎知識と適切な感染症対策 |
| | 感染症対応特別企画 |
| 第 3 講座 | 医薬品登録販売者における消毒薬の特徴と選択 |
| | 感染症対応特別企画 |
| 第 4 講座 | 【チャート】 『熱だ！風邪かも』 |
| | 【解説】 P60～64 (解熱鎮痛薬)、P86～89 (総合感冒薬)、P528～529 (ビタミン剤)、P548～550 (滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸) |
| | 【成分作用・特徴】 P64～65 (解熱鎮痛薬)、P90～91 (総合感冒薬)、P530 (ビタミン剤)、P550～551 (滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸) |
| | 【便覧】 P76～85 (解熱鎮痛薬)、P98～127 (総合感冒薬)、P536～547 (ビタミン剤)、P558～583 (滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸)、P594～597 (漢方製剤) |
| 第 5 講座 | 【チャート】 肩こり・筋肉痛：P28～29、腰痛・関節痛：P30～31 |
| | 【解説】 P240～242 (外用消炎鎮痛薬)、P60～64 (解熱鎮痛薬)、P528～529 (ビタミン剤)、P548～550 (滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸) |
| | 【成分作用・特徴】 P243 (外用消炎鎮痛薬)、P64～65 (解熱鎮痛薬)、P530 (ビタミン剤)、P550～551 (滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸) |
| | 【便覧】 P250～269 (外用消炎鎮痛薬)、P76～85 (解熱鎮痛薬)、P536～547 (ビタミン剤)、P558～583 (滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸)、P604～607 (漢方製剤) |
| 第 6 講座 | 【チャート】 口の炎症や異常：P32～33 |
| | 【解説】 P60～64 (解熱鎮痛薬)、P292～294 (歯科・口腔用剤) P528～529 (ビタミン剤) P548～550 (滋養強壮剤、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸) |
| | 【成分作用・特徴】 P60～64 (解熱鎮痛薬) P90～91 (総合感冒薬) P530 (ビタミン剤) P558～583 (滋養強壮剤)、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸) |
| | 【便覧】 P76～85 (解熱鎮痛剤) P98～127 (総合感冒薬) P539～547 (ビタミン剤) P558～583 (滋養強壮剤)、ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸) P594～597 (漢方製剤) |

* 第2版は、最新版ではありません。

B 講座の内容

| | |
|--------|---|
| 第 1 講座 | 【④薬事関係法規・制度、⑤医薬品の適正使用・安全対策】 薬事違法改正について地方行政担当者から |
| 第 2 講座 | 【【⑥リスク区分等の変更があった医薬品】 暫定 第一類のロキソプロフェン (外用剤に限る) 令和2年8月25日 (未定)、イコサペント酸エチル 令和2年4月15日 (未定)、ロタラジン令和3年1月16日 (未定) |
| 第 3 講座 | 【④薬事関係法規・制度、⑤医薬品の適正使用・安全対策】 行政担当者から。厚生労働省の話を「全国統一薬事講習会」に位置づける。 |
| 第 4 講座 | 【⑦登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等】 以下の候補の団体による講義のビデオ『医薬品の専門家として、知っておきたいドーピング』（乱用に関わって、全国薬物依存症者家族会連合会 等を今後検討） |

二、登録販売者生涯学習研修実施要項の作成・配布提供

外部研修ガイドラインに規定されている、研修の概要を地方自治体へ届け出るための「平成31年（2019年度）登録販売者生涯学習研修会実施要項」を作成し各地方協会に配付し、各都道府県薬務主管に遅滞なく届出るよう依頼した。

三、研修認定委員会の開催

外部の学識経験者を含む委員によって構成される『登録販売者研修認定委員会』を毎年開催していたが、新型コロナウイルス感染症対策として、集合形式での委員会は開催せず、各委員へ地方登録販売者団体に対して企画・提供する「研修実施要項」・「研修カリキュラム」・「到達度確認テスト」等を送付し、内容が登録販売者において学習するに適切なものであるように審査を受け、提言を頂いた。

四、研修認定登録販売者の認定

認定に必要な研修受講単位を取得した者を認定登録販売者として認定証を発行した。

五、第52回全国統一薬事講習会の開催

- 実施期間 9月29日から2月14日（31府県） 受講者数2800名
- 講師 厚生労働省 医薬・生活衛生局担当官、各都道府県薬務主管課担当者及び学識経験者
（時勢の事情により、今年度は学識経験者のご協力を頂いた）
- 講義演題 一般用医薬品販売制度改正関係、薬事行政における最近の動向等

六、各地方協会が主催する薬事講習会への支援と参加

- 実施期間 随時
- 講師 厚生労働省及び各都道府県薬務主管課（担当者）等

七、生涯学習研修について

令和2年度（2020年度）も、全薬協生涯学習研修に関しては、厚生労働省から後援名義の使用につき許可を受けた。

外部研修ガイドラインでは、外部研修実施機関たる適格要件として、研修実施体制の客観性確保は必要とされている。上記の通り、外部の学識経験者を含む委員によって構成される『登録販売者研修認定委員会』にて、地方登録販売者団体に対して企画・提供する「研修実施要項」・「研修カリキュラム」・「到達度確認テスト」等の内容が登録販売者において学習するに適切なものであることを認定して頂き、研修の実施体制の客観性を確保するための体制を整える一方、地方登録販売者団体は、提供を受けた実施要項等に準拠した。研修を実施することで、当協会と地方協会が一体として協同することで、外部研修実施機関たる適格要件を充足することの周知を図った。

なお、一般用医薬品販売業者等に対し、その従事する登録販売者に「ガイドライン」を遵守した外部研修機関の実施する外部研修を受講させているのか否かの指導について、各都道府県の取扱いに大きなばらつきが見られるとの報告が各地方協会から寄せられている。このことは、登録販売者制度が、登録販売者の職能に対する社会信頼を得て機能するものであるから、こうした社会信頼に背反する状況是正の活動を強化した。

重点事業2の事項

一、医薬品に関する最新適正情報の利用促進事業

国からの通知等で重要なものは、各地方協会への緊急一斉FAX及び機関誌を通じて周知している。日本OTC医薬品協会からは医薬品等の情報提供を受けており、協会のホームページ及び機関誌等で情報を提供し、共有化を図っている。

二、医薬品の適正使用に関する啓発及び知識の普及に関する広報運動の支援事業

- ① 国民のセルフメディケーションを積極的に推進するため、日本OTC医薬品協会の「OTC医薬品ハンドブック」を各地方協会にて取り寄せ、全国統一薬事講習会や生涯学習研修会、薬と健康の週間に街頭等で配布した。
- ② 「薬と健康の週間」にあわせて、厚生労働省作成の活動実施のための啓発資材として、ポスター及びびり

ーフレットの提供があり、これらを各地方協会にそれぞれ送付してOTC医薬品の正しい使い方についての運動を街頭などで展開していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、街頭等で活動することが難しくなった。そのため啓発資材を、通信研修の資料とともに送り、各役員・会員の店頭での配布用として用いることにより、活動を継続して行った。

- ③ 薬物乱用防止啓発運動 麻薬・覚せい剤等の撲滅は社会的急務であり、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動や「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」等の啓発運動においても②同様、組織を挙げて協力し、全国で多くの会員が協力した。
- ④ 献血運動の推進 ②、③同様組織を挙げて協力は惜しまなかったが、新型コロナウイルス感染症拡大影響の恐れから活動を自粛するところが多かった。

三、機関誌「会報全薬協」 第615号から第620号を発行し、最新適正情報を提供した。

四、登録販売者の職能拡大と社会的地位向上のための活動

登録販売者が社会的な要請に応えるためにも、スイッチOTC医薬品の拡大による、第二類医薬品へ移行を円滑にさせるために、必要な情報の収集に努めるとともに、厚生労働省に対しリスク区分の変更に関する要望を行った。

五、地域医療への貢献

一般用医薬品の販売の専門家として地域の軽医療に貢献するために、医薬品の適正な情報を提供するとともに相談応需にも努めた。平成28年度施行の『地域包括ケアシステム』と登録販売者の関係につき、その理解を深めるための活動を開始した。

六、薬業関係団体との協調

医薬品の販売制度の改正に関して、公益社団法人日本薬剤師会を中心とした関係薬業団体や薬害被害者の関係者等とも積極的に懇談の機会をもち、当面する諸問題の解決を図った。また、OTC医薬品販売の専門家の職能団体として、行政と連携し医薬品の適正使用に関する啓発や知識の普及等の事業を推進した。

その他の事業

一、日常業務に必要な薬事及び医薬品情報の収集と伝達

薬機法施行に伴う法令の順守の為に、種々の研修を実施するとともに、「名札」「掲示物」「管理記録簿」「研修手帳」を、引き続き会員に配布した。平成29年1月施行のセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）に関する情報の収集・提供・啓発に努めた。平成30年1月の省令改正に伴い、一般用医薬品の適正販売等を確保するための「指針及び手順書」のモデル（4種）を示し、各会員に周知するよう地方協会に配布した。

二、図書等の斡旋 会員に必要・有益な薬事関係図書を選定し、各地方協会等を通じで斡旋した。

三、登録販売者のリスク対策 医薬品の販売時におけるミスやトラブルに対応するため保険会社と協議し、その内容を改訂し機関誌に掲載し加入促進に努めた。

四、会員の確保と組織の強化

公益社団法人に認定されたことにより、更なる財務の透明化、情報開示、ガバナンス（内部統治）の徹底を図ることにより、組織の拡充と強化を図り、新規入会者の加入促進に努めた。